

議第 89 号

高島市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 25 日

高島市長 今城克啓

---

高島市下水道条例の一部を改正する条例

高島市下水道条例（平成 17 年高島市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 21 条第 2 項第 4 号中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。